

滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会部会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会規約第11条の規定に基づき滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会に設置する部会（以下、「部会」という。）の運営について定めるものとする。

(組織)

第2条 部会は、会員（団体会員の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）または学識経験者等により構成する。

- 2 部会員は会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

(会議)

第3条 部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または、関係資料等の提出を求めることができる。

(報告)

第4条 部会長は、部会の検討事項に関する協議が終了したとき、または、会長が求めるときは、検討の経過および結果を整理し、会長に報告するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めるところによる。

付 則

この規程は、平成27年9月18日から施行する。